

県南広域振興局長告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年10月9日

県南広域振興局長 田村均次

理事

阿部利郎 北上市立花16地割53番地